

パブリックコメント手続きの実施結果について

- ・ 案件名 第6期伊東市障がい福祉計画及び第2期伊東市障がい児福祉計画（案）
- ・ 実施期間 令和3年1月15日（金）から令和3年2月15日（月）まで
- ・ 担当課 社会福祉課
- ・ 意見提出数 2人・6件

「第6期伊東市障がい福祉計画及び第2期伊東市障がい児福祉計画」に対していただいたご意見と市の考え方

| 章 | NO | 意見内容 | 市の考え方 |
|---|----|---|--|
| 1 | 5 | <p>計画（案）の基本方針について、国が計画策定にあたり、配慮すべきとしている次の7つの項目について、具体的に明記すべきではないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4 地域共生社会の実現に向けた取組 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援 6 障がい福祉人材の確保 7 障がい者の社会参加を支える取組 <p><理由> 国の指針で配慮すべき事項はいずれも重要な項目であるため。</p> | <p>計画（案）の基本方針につきましては、本市における障がい福祉サービス提供体制等の現状を踏まえ、関係機関との協議の上で定めたものですが、御意見を踏まえ、再度、関係機関と協議を行い、項目の記載等を追加いたします。</p> |

| | | | |
|---|--------|--|---|
| 3 | 1 2 | <p>計画の成果目標について、国の指針では、新たに次の2項目を基本項目として設定することが適当であるとされており、追加すべきでないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援体制の充実・強化等 2 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 <p><理由> 2項目は福祉行政によって重要な目標のため。</p> | <p>計画（案）の成果目標につきましては、本市における障がい福祉サービス提供体制等の現状を踏まえ、関係機関との協議を行い定めたものですが、御意見を踏まえ、再度関係機関との協議の上、項目の記載を追加いたします。</p> |
| 3 | 1 | <p>「地域生活支援拠点等の整備」にむけたプロセスを明記し、整備前と整備後の検証における協議会実施回数を明記すべきである。</p> <p><理由> 「地域生活支援拠点等の整備」については、前計画で掲げ未達成であるので、伊東市にとって整備することが重大な問題であると考えため。</p> | <p>地域生活支援拠点整備につきましては、本市における障がい福祉充実のための重要施策でありますので、御意見を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備前後の協議会開催数を明確化した表記に改めます。</p> |
| 4 | | <p>計画の活動指標について、国の指針に準ずるべきであり、「発達障がい児（者）の必要見込量等」を設定すべきである。</p> <p><理由> 伊東市にとって発達障がい児者については、重要な活動指標であると考えため。</p> | <p>発達障がい児（者）支援につきましては、障がい児（者）支援の中で対応しており、それぞれの施策の中で対応する考えでしたが、御意見を踏まえ、発達障がい児（者）支援の必要見込量及び確保のための方策についての記載を追加いたします。</p> |

| | | | |
|---|---|--|--|
| | | <p>国の指針では、計画策定にかかる配慮点として、「障がい福祉人材の確保」や「依存症対策の推進」を掲げており、これらの取組を示すべきである。</p> <p><理由> 伊東市にとっても早急な取組が必要であると考えため。</p> | <p>障がい福祉人材の確保につきましては、地域社会の実現のための支援体制の充実の中で対応していく考えでありましたが、御意見のとおり、将来にわたり安定的な障がい福祉サービスを提供するには人材確保は重要項目であり、明確化させるために人材確保についての記載を追加いたします。</p> <p>依存症対策の推進につきましては、現状においては、アルコール等の依存症など個々の状況に応じて、精神障がい者支援の中などで対応しておりますが、今後、関係機関との協議を行い、対策強化について検討してまいります。</p> |
| 4 | 4 | <p>移動支援事業について、障がい児の通学や送迎を対象としてもらいたい。</p> <p><理由> 他市で通学が移動支援事業の対象となっているため。</p> | <p>移動支援事業につきましては、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」は対象外とされておりますが、今後、他市の事例を参考にして事業実施について検討してまいります。</p> |